

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和5年3月16日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 10件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 7件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101092 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200132 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成3年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年10月1日から令和3年6月1日まで

私はC社で勤務し厚生年金保険に加入していたが、令和2年9月30日付けで会社都合により解雇された。会社名がB社になるとの説明があったが、当該法人は未設立であったため、一時的にA社で預かると説明があった。給料は厚生年金保険料等を控除した差引支給額を受け取っていたが、厚生年金保険への加入の手続きは行われなかった。請求期間前と比べても勤務場所や勤務内容に変更はなかったので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

本事案の請求期間は、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者の資格要件を満たしていたか否かに加え、本来、記録されるべきはずの被保険者資格取得年月日等が明らかであるか否かにより、記録訂正が認められるかを判断することとなる。

請求者は請求対象事業所をA社又はB社としているところ、請求者が名前を挙げた請求期間当時の上司から提出された出勤簿によると、請求者は請求期間に事業所名は確認できないものの勤務していたことが推認でき、請求者及び当該上司から提出された給与明細書には、B社と記載されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿の記録及びオンライン記録によると、B社が設立されたのは令和3年9月6日、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であり、請求期間当時、同社は設立されておらず、また、A社は令和元年6月20日に会社が設立されているが、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。

また、商業登記簿の記録によると、A社及びB社の代表取締役が同一人であることが確認できるところ、同人はC社の破産処理後、B社に事業を引き継ぐ予定であったため、B社が設立されるまで同人の個人資産から従業員に外注費として報酬を支払っていた旨陳述している。

さらに、D公共職業安定所は、請求者のA社又はB社における雇用保険被保険者記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求者は請求期間について、日本年金機構に厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書を提出しているところ、日本年金機構は令和3年12月8日付けでA社又はB社について、適用事業所としての実態確認ができないとして当該確認請求を却下している。

一方、雇用保険の記録によると、請求者は請求期間において、E（雇用保険における事業所名称、以下「個人事業所E」という。）の被保険者であることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構は、個人事業所Eの業態は農林水産業で非適用業種に該当し、

厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていないと回答している。

また、E 氏は請求期間当時の資料は保管していない旨陳述している上、このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200424 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200033 号

第1 結論

昭和 54 年＊月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年＊月から昭和 57 年 3 月まで

生前の母から、将来、困らないように請求期間に係る国民年金保険料を払っておいたと念を押して言われたにもかかわらず、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、平成 3 年 5 月 1 日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得しており、同日より前に国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらず、請求者から提出された年金手帳においても、請求者の国民年金に初めて被保険者となった日が同年 5 月 1 日と記載されていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者又は請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者又は請求者の母が、請求期間当時、大学生であった請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において、国民年金に任意加入し、請求者の基礎年金番号（＊）とは別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったとする A 県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できなかった。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200153 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200133 号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における平成8年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年8月及び同年9月の標準報酬月額については、32万円から41万円とする。

平成8年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成8年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年8月及び同年9月の標準報酬月額については、44万円とする。

平成8年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 ① 平成3年10月1日から平成4年5月1日まで
② 平成8年8月1日から同年10月1日まで
③ 平成16年1月1日から同年9月1日まで
④ 平成19年1月21日から同年2月1日まで

国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①から③までの各期間の標準報酬月額が、給与明細書及び給与支給明細書（以下、「給与明細書等」という。）に記載の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、保険料控除額に見合う記録に訂正してほしい。

また、請求期間④について、平成19年1月分の給与支給明細書において厚生年金保険料が控除されているので、同年1月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が請求期間②において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②に係る報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、前述の給与明細書により、請求期間②の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

ただし、平成8年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①及び③について、請求者から提出された給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

一方、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、前述の給与明細書等により確認できる請求期間①及び③の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、請求期間①及び③に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

4 請求期間④について、請求者から提出された平成19年1月分の給与支給明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録、請求者から提出された申立書、退職金支給計算書及び平成19年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票によると、請求者のA社における退職年月日は平成19年1月20日であったことが確認でき、請求者の請求期間④に係る勤務又は在籍を確認することができない。

また、B社は、請求者が平成19年1月31日まで同社に勤務又は在籍していたか否か、同年1月分の給与支給明細書に記載の厚生年金保険料が何月分であったかについては、当時の資料を保管していないため、それぞれ不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間④において、A社に厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200463 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200134 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成16年12月31日から平成17年1月1日に訂正し、平成16年12月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成16年12月31日から平成17年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月31日から平成17年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月31日から平成17年1月1日まで

私が保管するA社の平成16年12月の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、ねんきん定期便を見ると、同社における同年12月の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間について、退職日は平成16年12月31日だったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、預金通帳、平成16年分給与所得の源泉徴収票、B社の回答及び同社の担当者の陳述により、請求者が、請求期間において同社に継続して在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かは不明と回答しているが、日本年金機構が保管している請求者に係る喪失届における資格喪失年月日が平成16年12月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200474 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200135 号

第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額を 18 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 56 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 7 月

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間の賞与記録がないことが分かった。

請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 信用金庫から提出された預金取引明細表及びA社の複数の元同僚から提出された請求期間の賞与に係る給与支給明細書から判断すると、請求者は同社から請求期間に賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び給与支給明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払日については、A社の回答及び前述の預金取引明細表の振込日から平成 20 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200434 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200136 号

第1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 10 年 1 月 1 日から平成 15 年 1 月 21 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された報酬よりも低い額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 10 年 1 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日までの期間について、オンライン記録によると、A 社における請求者の平成 10 年 1 月 1 日から平成 13 年 9 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 1 月から平成 12 年 12 月までは 44 万円、平成 13 年 1 月から同年 9 月までは 62 万円と記録されていたところ、同年 10 月 11 日付けで、平成 10 年 1 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されているとともに、平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額も、当初、62 万円と記録されていたが、前述の平成 13 年 10 月 11 日付けの遡及減額処理と同日付けで、9 万 8,000 円に減額訂正されている。

また、請求者から提出された平成 13 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）を見ると、同年の給与支払金額は 960 万円であることが確認できることから、各月の給与は 80 万円であったと考えられ、請求期間のうち、平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、減額訂正前の標準報酬月額（62 万円）に見合う額の給与が支給されていたことが推認される。

さらに、A 社に係るオンライン記録によると、請求者のほか、代表取締役（事業主）及び取締役二人の標準報酬月額についても、前述の請求者に係る遡及減額訂正の処理日（平成 13 年 10 月 11 日）と同日付けで、平成 10 年 1 月 1 日に遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、請求者の請求期間のうち、平成 10 年 1 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の遡及減額訂正は、事実と異なる不適切な処理であったことがうかがえる。

一方、商業登記の記録によると、請求者は、前述の遡及減額訂正の処理日（平成 13 年 10 月 11 日）において、A 社の取締役であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社における取締役のうち、請求期間に係る同社の厚生年金保険被保険者期間を有する者は 3 人確認でき、当該 3 人は、請求者の役職は取締役であり、請求者は給与計算事務及び社会保険事務の決裁権限を有していた旨回答又は陳述している上、前述の遡及減額処理の前日（平成 13 年 10 月 10 日）における同社の被保険者のうち、連絡先が判明した者（前述の 3 人を除く。）に事情照会を行ったところ、請求者の役職等に

ついて回答又は陳述した3人についても、2人は請求者の役職は取締役、1人は部長と回答又は陳述しており、当該1人は請求者について、給与計算事務及び社会保険事務の決裁権限を有していた旨回答している。

さらに、請求者は、前述の遡及減額訂正について、A社の事業主が社会保険事務所（当時）から保険料の未払残高を減らすよう要請を受け、最低の保険料額となる標準報酬月額（9万8,000円）とする届出書を提出することに、やむを得ず了承した旨、役員及び幹部は事業主から当該説明を受け、社会保険を使えなくなるのは困るので納得せざるを得なかつた旨主張しているが、前述の取締役等の回答又は陳述を踏まえると、請求者は、同社の取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、仮に、前述の遡及減額訂正が社会保険事務所の指示によるものであったとしても、請求者は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る遡及減額訂正に関与しながら、当該標準報酬月額に係る遡及減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間のうち、平成10年1月1日から平成14年9月30日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成14年10月1日から平成15年1月21日までの期間について、請求者の当該期間に係る定時決定については、平成14年8月26日付けで処理されており、遡及訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされているところ、請求者は前述の源泉徴収票以外に給与明細書等を保管しておらず、請求者の請求期間のうち、平成14年10月1日から平成15年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、A社は、平成15年1月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年4月＊日付けで破産宣告を受けている上、請求期間当時の事業主は死亡していることから、請求者の請求期間のうち、平成14年10月1日から平成15年1月21日までの期間に係る給与の支給及び厚生年金保険料の控除について、事業所及び事業主から確認することができず、このほかに当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間のうち、平成14年10月1日から平成15年1月21日までの期間について、請求者が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求者は、前記1の事情のとおり、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間のうち、平成14年10月1日から平成15年1月21日までの期間については、仮に、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号：近畿（受）第 2200493 号

厚生局事案番号：近畿（国）第 2200034 号

第1 結論

昭和 59 年 8 月から昭和 62 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 36 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 59 年 8 月から昭和 62 年 1 月まで

勤めていた会社を退職した少し後に、A 市役所から届いた通知により国民年金保険料の未納期間があることを知ったので、時期は定かではないが、昭和 60 年 8 月頃に同市役所の支所において国民年金の加入手続を行ったと思う。

また、請求期間に係る保険料の納付については、当時は収入が少なかったので、支払いが可能な額（2、3 千円）に分割した納付書を A 市役所の支所で作成してもらい、妻が金融機関の窓口において納付した。

しかし、年金記録では請求期間に係る国民年金保険料が未納とされているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は、A 市役所の支所で作成してもらった納付書で、妻が金融機関の窓口において納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格の取得年月日は、平成 18 年 3 月 21 日となっており、請求期間は国民年金に未加入であることから、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200432 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200137 号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社B支社（現在は、A社C支社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③及び④について、請求者のA社E支社（後継事業所は、A社F支社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 35 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 57 年 4 月 3 日から同年 5 月 30 日まで
② 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 平成元年 9 月 4 日から同年 11 月 3 日まで
④ 平成元年 11 月 6 日から同年 12 月 23 日まで

請求期間①にA社B支社G支店、請求期間②にD社H支店、請求期間③及び④にA社E支社I支店に、それぞれ講師として勤務していたにもかかわらず、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、当該各期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社J支社から提出された昭和 57 年度任免簿、同支社の回答及び雇用保険の記録から、請求者は当該期間においてA社B支社G支店に臨時の任用の講師として採用されたことが確認できる。

しかし、前述の昭和 57 年度任免簿から、請求者の請求期間①に係る任用期間は昭和 57 年 4 月 3 日から同年 4 月 30 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 5 月 29 日までの期間であることが確認できるところ、A社C支社及びA社J支社は、請求期間①当時における厚生年金保険の加入対象者は 2 か月 1 日以上採用の者であった旨回答している上、請求期間①当時にA社B支社管内の学校において臨時の任用の事務職員として勤務していたとする者は、請求期間①当時、臨時の任用の講師は任用期間が 2 か月を超える場合に厚生年金保険に加入していた旨回答していることから、請求者は、請求期間①において厚生年金保険の加入対象者に該当しなかつたと推認される。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、D社及びD社K支社から提出された起案文書等並びに同社及び同支社の回答から、請求者はD社H支店の教諭の産休代替として昭和 63 年 4 月 1 日から当該教諭の産後休暇終了日まで採用されたことがうかがえる。

しかし、D社は、請求者が請求期間②において厚生年金保険の加入対象者であったか否か、また、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について、確認

できる資料が無く不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③及び④について、A社J支社から提出された平成元年度任免簿及び同支社の回答から、請求者は当該各期間においてA社E支社I支店に臨時の任用の講師として採用されたことが確認できる。

しかし、前述の平成元年度任免簿から、請求者の請求期間③及び④の各期間に係る任用期間は平成元年9月4日から同年11月2日までの期間及び同年11月6日から同年12月22日までの期間であることが確認できるところ、A社F支社及びA社J支社は、請求期間③及び④当時における厚生年金保険の加入対象者は2か月1日以上採用の者であった旨回答していることから、請求者は、請求期間③及び④の各期間において厚生年金保険の加入対象者に該当しなかったと推認される。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200471 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200035 号

第1 結論

平成3年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成4年3月まで

私の母が、平成3年頃、学生であっても国民年金に加入することが義務づけられたことをニュースで知り、その翌年に国民年金の加入手続を行い保険料を納付したが、請求期間の国民年金の納付記録がないので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は平成8年4月1日付で初めて国民年金被保険者資格を取得しており、同日より前に国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらず、請求者から提出された年金手帳においても、請求者の国民年金に初めて被保険者となった日が同年4月1日と記載されていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母は請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者が国民年金に加入し、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が住所地の市町村において払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できなかった。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとされる請求者の母は、当該手続きの際に請求者の年金手帳を受け取った記憶がないなど、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

このほか、請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200636 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200138 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月15日の標準賞与額に係る記録を20万9,000円とすることが必要である。

令和元年7月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月15日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る臨時給計算書により、請求者が、請求期間において標準賞与額20万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業（令和元年＊月＊日から同年＊月＊日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の臨時給計算書から20万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200488 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200139 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 5 月 16 日から昭和 61 年 3 月 5 日まで

A事業所には、同事業所が倒産する昭和 61 年頃（B社に就職する 3 か月ほど前）まで勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が 2 か月しか確認できず納得できない。

請求期間当時は 4 人家族の世帯主で 3 年間も働かないことはあり得ないし、昭和 58 年に二女が生まれた際には間違いなく健康保険被保険者証を使用しているはずなので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求期間において、事業所が厚生年金保険法に規定されている適用事業所となる要件を満たすことを前提とし、請求者が当該期間に厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍し、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、オンライン記録によると、A事業所は昭和 58 年 5 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、請求期間において同事業所が適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A事業所の請求期間当時の事業主は所在が不明であり事情照会ができない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和 58 年 5 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 14 人（請求者を含む）のうち所在が確認できた 5 人に照会を行ったところ、回答のあった 5 人はいずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、前述の 14 人について、被保険者名簿の備考欄を見ると、昭和 58 年 5 月に健康保険被保険者証を返納し健康保険の任意継続被保険者となった旨の記載が、請求者を含む多数の者に確認できるところ、そのうち一人は、自身については、昭和 58 年 5 月 16 日以降も A 事業所に勤務したとする一方で、昭和 58 年 5 月に同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを記憶しており、健康保険被保険者証を返納し任意継続被保険者として引き続き健康保険に加入した旨、同月以降、給与から厚生年金保険料は控除されていない旨回答している。

加えて、請求者の A 事業所に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらず、このほか請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年

金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200445 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200140 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 58 年 3 月 29 日から同年 12 月 9 日まで

② 昭和 61 年 12 月 24 日から昭和 62 年 1 月 1 日まで

請求期間①について、A社で勤務していた期間の給与明細書とねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料の金額が相違しているので、控除されている保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②について、B社において、昭和 60 年 9 月 11 日から昭和 61 年 12 月 23 日まで勤務したが、所持している昭和 62 年 1 月度の給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されている。控除された厚生年金保険料は昭和 61 年 12 月分であり、同年 12 月まで在籍した形だったので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、厚生年金保険料が保険料率の改定により変更された月及び定時決定による標準報酬月額の決定に伴い厚生年金保険料の控除額が変更された月の前後の給与明細書をみると、保険料の控除方法は当月控除であったと考えられ、各月に控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

さらに、A社は既に閉鎖したとして代わりに回答書を提出したグループ会社であるC社は、請求期間①当時のA社に係る資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求期間①において、請求者が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

請求期間②について、請求者から提出された昭和 62 年 1 月度の給与支給明細書によると、請求者は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍し、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、雇用保険の記録によると、請求者の B 社における離職年月日は昭和 61 年 12 月 23 日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、B 社の元事業主から提出された雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）における離職日も昭和 61 年 12 月 23 日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、請求期間②に B 社において厚生年金保険被保険者記録を有しており連絡先が判明した同僚 12 名に照会し、6 名から回答があったが、請求者の請求期間に係る勤務状況等について具体的な回答は得られず、請求者が請求期間②において勤務又は在籍していたことは確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務又は在籍していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200462 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200141 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 62 年夏頃から昭和 62 年夏頃まで

国（厚生労働省）の記録によると、私が昭和 62 年夏頃から勤務した A 社における年金記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として請求対象事業所に勤務又は在籍し、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A 社は、請求期間当時の代表は既に他界し、当時の関係者は退職している上、資料も保管していない旨回答していることから、同社から請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から名前の挙がった A 社の元同僚二人は、所在が判明しないため、請求期間当時の状況を照会することはできない。

さらに、B 公共職業安定所は、A 社において、請求者に係る雇用保険の被保険者資格の取得等の手続きが行われた記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200495 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200142 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（以下「B社」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 4 年 4 月 21 日から平成 5 年 1 月 6 日まで

B社には、正規職員として平成 4 年 4 月 21 日に入所し、平成 6 年 3 月 31 日まで在職していたが、国（厚生労働省）の記録では、平成 5 年 1 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求期間の年金記録がない。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の回答により、請求者は、請求期間のうち平成 4 年 5 月 8 日以降の期間について、正規職員として B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、B 社で請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある同僚 5 人の雇用保険記録を見ると、1 人は厚生年金保険と雇用保険の資格取得年月日が一致している一方、他の 4 人は、厚生年金保険の資格取得年月日が雇用保険の資格取得年月日と比べて 1 か月から 5 か月程度後の日付となっていることから、請求期間当時、B 社では、必ずしも従業員の全てを入所と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、B 社の元事業主及び B 社の後継事業所である C 社は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答しており、B 社の元事業主及び後継事業所から請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間当時、B 社で給与計算及び社会保険事務を担当していた元同僚は、既に死亡しているため、同人から請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料控除の有無について、確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間当時の給与明細書及び源泉徴収票等の関連資料を保管しておらず、このほか請求者の請求期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。